平成２２年（フ）第３７２号
岡山県倉敷市中島2361番地113　グリーンハイツシンシア101号
債務者　小河原一彦
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
岐阜県揖斐郡大野町大字瀬古小字辻20番地８
債務者　高橋　一也
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１９２３号
京都市伏見区向島西堤町13番地　芳月ハイツ103号
債務者　東田　葉子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６１号
京都市西京区山田平尾町51番地50　桂坂山荘207
債務者　キタガワアルミこと　北川　和史
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６２号
京都市西京区山田平尾町51番地50　桂坂山荘207
債務者　北川　一枝
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４７７号
香川県高松市香西南町198番地９
債務者　土居　和生
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２６３号
福島県いわき市平上荒川字砂屋戸181番地荒川コーポ101号、住民票上の住所福島県いわき市好間町下好間字中島141番地の７
債務者　松崎　良一
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２６９号
福島県いわき市泉玉露４丁目３番地の１　市営住宅12―４
債務者　今村　俊勝
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２７６号
福島県いわき市小名浜字松之中83番地、前住所福島県いわき市小名浜字渚廻33番地
債務者　小野久美子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２８４号
福島県双葉郡双葉町大字前田字大畑１番地、前住所福島県双葉郡双葉町大字郡山字五番１番地13
債務者　川出　一郎
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２７８号
群馬県館林市岡野町245番地
債務者　大森　　勲
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２８４号
群馬県館林市足次町1164、住民票上の住所埼玉県加須市柏戸７番地１
債務者　大塚きよ美
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２９３号
群馬県館林市大谷町1060番地の73
債務者　植木　清二
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第９５１号
大阪府岸和田市磯上町２丁目19番５号
債務者　鈴木　義明
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１００５号
大阪府泉北郡忠岡町馬瀬３丁目10番10―３号
債務者　谷村　京子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０４０号
大阪府阪南市尾崎町８丁目16番６号―７号
債務者　與座千代美（旧姓中谷）
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０５３号
大阪府泉南市樽井２丁目24番48号、前住所大阪府泉佐野市東佐野台12番22号
債務者　インテリア上山こと　上山　　泰
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係